

令和2年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和2年中に当会年金部がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下、「源泉徴収票」といいます。）を、**令和3年1月12日(火)から18日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

※源泉徴収票がお手元に届くまで10日程度お待ちください。

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****						
	フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 23 年 12 月 5 日					
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		千円	千円	円					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1,886千757円	22千806円						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		千円	千円	円					
所得税法第203条の3第7号適用分		千円	千円	円					
本人	源泉控除対象配偶者の有無	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	源泉徴収税額					
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	有	無	特定	老人	その他	社会保険料の額
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族					
フリガナ 氏名	ネンキン ハナコ	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名					
(摘要)		フリガナ 氏名		フリガナ 氏名					
支 払 者	法人番号	2010005002559							
	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎			印				
	名称	国家公務員共済組合連合会							

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過の職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

<年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ>

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。